墓地改葬許可申請について

墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和２３年厚生省法令第２４号）、伊予市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（第１３号）等関係法令により、現在、市内の墓地や納骨堂に納骨されている遺骨を、他の墓地や納骨堂に移す行為を「改葬」といいます。「改葬」には、遺骨が納められている墓地又は納骨堂がある各市区町村長による「改葬許可」が必要となります。（※様式は市区町村により異なります。）事前に、改葬の目的と受け入れ先の墓地・納骨堂の管理者が必要とする書類等を事前に申請者（墓地の使用者又は親族）が十分に確認のうえ、手続きを進めてください。

１　「墓地改葬許可申請書」は、（記載要領）を参考に記入してください。「墓地改葬許可申請承諾書」は申請者が墓地使用者と異なる場合に承諾書を記入のうえ、添付ください。

２　死亡者一名のみについての申請は、「墓地改葬許可申請書」一枚に記入のうえ提出ください。死亡者が二名以上の場合は、「墓地改葬許可申請書」に二人目からを「別紙様式」に記入のうえ併せて提出ください。

４　死亡者について「氏名」以外にどうしても分からない箇所については、「不詳」「不明」と記して、住所で番地が不明な場合は「（例）愛媛県伊予市米湊」として省略も可能です。
※詳細は環境保全課へ提出前にお問い合わせください。

５　「墓地改葬許可申請書」の最下段に、現在の墓地の管理者（寺院等の宗教法人又は墓地管理組合代表者等）の証明を必ず受けてください。個人墓地の場合で管理者（証明者）がいない場合は、特例として申請者立会いのもとに現地確認を実施する場合がありますので申請前に御相談ください。

６　許可証発行までの期間は、書類に不備が無い場合、受理後３日程度でお渡しできます。なお、郵送時の日数は含みません。

７　手数料は無料ですが、郵送依頼の方は、住所・氏名を記載し返信料金分の郵便切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

８　改葬時は、遺骨とともに、発行された「改葬許可証」を改葬先（墓地・納骨堂）の管理者と手続きを行ってください。

墓地改葬と分骨（焼骨の一部を他の墓地又は納骨堂に移すことで、この場合は墓地管理者が証明を行なうため市取り扱い対象外）と間違えないようご注意ください。申請について御不明点等がありましたら下記までお問い合わせください。

〒　７９９－３１９３
愛媛県伊予市米湊８２０番地
伊予市役所　産業建設部　環境保全課
Tel（０８９）９０９－６３３８
Fax（０８９）９８２－１２３４
Mail： kankyohozen@city.iyo.lg.jp